

議 第 三 号

仙台市監査委員条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年三月八日

提 出 者

議 員	提 出 者
柿 沼	敏 万
木 村	勝 好
田 村	稔
笠 原	哲
福 島	かずえ
辻	隆 一

仙台市議会議長
野田 讓 様

仙台市監査委員条例の一部を改正する条例

仙台市監査委員条例（昭和三十九年仙台市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二人」を「一人」に改める。

第三条ただし書中「一人」の下に「又は二人」を加える。

附 則

この条例は、平成二十三年五月二日から施行する。

理 由

議員のうちから選任する監査委員の定数を改定するとともに、識見を有する者のうちから選任する監査委員であつて非常勤とすることができるとの人数を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。